随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	郷市地区他表示登記申請等業務
契約担当官等の 氏名並びにその	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 嶋田 博文
所属する部局の 名称及び所在地	福井県福井市花堂南2-14-7
契 約 締 結 日	平成30年 7月 2日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般社団法人新生公共嘱託登記土地家屋調査士協会 福井市宝永4丁目1番21号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1, 287, 025-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1, 306, 800-
随意契約による	本業務は、過年度において、一般競争により上記業者と契約した交通安全事業自銀地区他不動産表示登記等業務において、公共用地取得に伴う分筆登記等の表示登記を行うために必要となる地積測量図作成、資料調査及び現地調査等は完了しているものの、履行期限内に用地売買契約締結にまで至らなかったか履行することができなかった分筆登記等の表示登記申請手続きを今年度において行うものである。 分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である必要があり(昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答)、また、調査・測量と登記申請手続きは一連の業務であり切り離すことはできないとされており、調査・測量、地積測量図の作成及び登記申請手続きは一体不可分の作業である。 また、平成23年に法務省における分筆登記等の表示登記等における実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査がで表別外では対応できない。 従って、本業務を履行できるのは、過年度において大野油坂道路事業他不動産表示登記等業務を実施した者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。なお、随意契約を締結することにより、別途発注した場合に必要となる資料調査や現地調査が不要となり、事業執行の効率化に寄与するものである。
こととした理由	
備考	